

2023年9月11日

入札公告

社会福祉法人白陽会「浸水対策工事」について一般競争入札に付します。

1. 契約者

社会福祉法人白陽会

2. 担当窓口

社会福祉法人白陽会

法人本部 藤木

〒146-0093 東京都大田区矢口 1-23-12

電話：03-3758-1810 FAX：03-3758-1815

E-mail：info@hakuyokai.or.jp

3. 概要等

① 件名

浸水対策工事（令和5年度高齢者施設等防災・減災対策推進事業）

② 工事内容

工事仕様書

③ 施工場所

社会福祉法人白陽会

ゴールデン鶴亀ホーム

住所：東京都大田区矢口 1-23-12

④ 施工期限

令和6年3月31日（金）

※但し、落札業者と打ち合わせの上、正式工期を決めるものとする。

⑤ 最低制限価格

なし

4. 入札に参加する者に必要な資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要項（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号財務局長決定）に基づく指名停止期間中等の指名から除外する期間中でない者であること。
- ③ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条に基づく排除措置期間中でない者であること。
- ④ 「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。
- ⑥ 東京都の『高齢者施設等防災・減災対策推進事業（止水版の設置）』納入実績があるまたはそれに見合うだけの工事等施行能力を有すること。

5. 配布資料

- ① 入札書
- ② 委任状
- ③ 工事仕様書

※入札を検討される事業者様に配布する予定です。

6. 入札に関する質問と回答等

- ① 入札説明書等入札関連書類について質問がある場合は次に従い質問書を提出すること。
 - (ア) 提出期限
2023年9月30日（水）17：00まで
 - (イ) 提出場所
2. に示す担当窓口
 - (ウ) 提出方法
持参、郵送、又はメール により行う事とする。
※郵送による場合は提出期限に必着のこと。
- ② 質問に対する回答は随時、入札参加者すべてにメールにより回答する。
- ③ 本件入札に係る書類作成等に、直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問については、回答しない。

- ④ 入札後、入札関連書類に関する不知及び不明を理由として異議を申し立てる事はできない。
- ⑤ 現場説明会は行いません。現場確認は随時、受け付けます。

7. 入札方法等

- ① 入札・開札日時及び場所
 - (ア) 日時
2023年10月18日(水) 9時30分～
 - (イ) 場所
ゴールデン鶴亀ホーム 1階会議室
〒146-0093 東京都大田区矢口1-23-12
- ② 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ③ 入札書の提出は持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。
- ④ 入札金額は、当該契約に係る諸経費を含めた総額とする。
- ⑤ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑥ 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封筒に封入の上、入札担当職員の指示に従い提出すること。
 - (ア) 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
 - (イ) 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状を持参の上、代理人氏名及びその者の印
- ⑦ 一旦提出された入札書は、引き換え、変更または取り消しをすることができない。
- ⑧ 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す事とする。
 - (ア) 入札参加資格のない者が提出したもの
 - (イ) 入札金額が訂正してあり、訂正の為の印が押されていないもの。
 - (ウ) 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。
 - (エ) その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。
- ⑨ 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、公正な入札を執行できない状態と認められるときは、入札を延期又は中止する事がある。
- ⑩ 開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当方役員及び職員の立ち会いにより行う。

- ⑪ 入札場には、⑩に記載した者以外の者は立ち入る事ができない。
- ⑫ 入札者又はその代理人は、特別な事情がない限り、指示があるまで入札場を退場する事はできない。
- ⑬ 落札者の決定は次の方法により行う。
 - (ア) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者。
 - (イ) 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
 - (ウ) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。なお、再入札の回数は1回とする。
 - (エ) 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了し、入札金額の最も低い者から順次随意契約の交渉を行う。
- ⑭ 入札保証金及び契約保証金いずれも免除する。
- ⑮ 工事金支払い条件
完工を原則とし、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払い。
※ただし、金額割合は落札業者と打ち合わせの上、決定する。

以上